

## 第 5 章

### 法令等

## 5. 法令等

### (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

URL : <https://laws.e-gov.go.jp/law/355AC1000000087>

### (2) 自転車に係る主な交通ルール（道路交通法）

(警察庁ホームページより)

URL : <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/rule.html>

### (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（概要）

URL : [https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin\\_anzen/kotsu/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei)

### (4) 豊島区自転車の安全利用に関する条例

平成 24 年 7 月 10 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用を促進するため、豊島区（以下「区」という。）、自転車利用者、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識の向上を図ることで自転車に関する事故を防止し、もって交通安全の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、交通事故防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険等への加入その他の自転車を安全に安心して利用することをいう。
- (3) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全協会、町会、自治会、商店会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 1 2 4

条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

(区の責務)

第3条 区は、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発及び自転車の事故防止
- (2) 自転車の安全利用に関して警察署、関係団体等が行う活動の支援及び協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する事業の推進

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、歩行者、特に障害者、高齢者、乳幼児等の通行に配慮をしながら、自転車の安全利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、区、警察署、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに、これらが行う事業に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令等（法律及びこれに基づく命令並びに条例をいう。以下同じ。）の規定を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令等により当該各号の規定に対する例外が認められている場合は、この限りでない。
  - (1) 道路を通行する際には、車道の左側の端に寄って通行すること。
  - (2) 路側帯の通行が認められている場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行すること。
  - (3) 自転車に乗ったまま歩道を通行することが認められている場合には、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないようにすること。
  - (4) 酒気を帯びて運転しないこと。
  - (5) 他の自転車と並進しないこと。
  - (6) 前後輪のブレーキや前照灯を備えていない自転車を運転しないこと。
  - (7) 東京都公安委員会が定める自転車の乗車人員を遵守すること。
  - (8) 交差点を通行するときは、信号や一時停止の道路標識等を遵守し、徐行を心掛けるとともに、安全の確認を行うこと。
  - (9) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
  - (10) 携帯電話その他携帯機器を保持して通話、操作、又は注視しながら運転しないこと。
  - (11) ヘッドホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。

- (12) たばこを吸いながら運転しないこと。
- (13) 夜間においては、前照灯を点灯し運転すること。
- (14) 歩行者の通行の頻繁な商店街等の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。
- (15) 公共の場所に自転車を放置しないこと。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、通勤又は事業活動のために自転車を利用する従業員等に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 事業者は、区及び警察署が行う自転車の安全利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、関係団体について準用する。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車の点検整備の必要性など適切な助言を行うよう努めなければならない。

- 2 第5条第2項の規定は、自転車小売業者について準用する。

(自転車貸付業者の責務)

第8条 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その借受人に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 自転車貸付業者は、自転車の貸付けに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。
- 3 第5条第2項の規定は、自転車貸付業者について準用する。

(学校の責務)

第9条 学校は、幼児、児童又は生徒に対し、その発達段階に応じ自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めなければならない。

- 2 学校は、幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。
- 3 第5条第2項の規定は、学校について準用する。

(保護責任者の責務)

- 第 10 条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、当該幼児、児童又は生徒に対して、自転車の安全利用その他の交通安全意識の啓発に努めなければならない。
- 2 13 歳未満の者を保護する責任のある者は、当該 13 歳未満の者を自転車に乗車させるときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(自転車に係る利用環境の向上)

- 第 11 条 区は、国、東京都、道路管理者、交通管理者、関係団体等と協力・連携し、自転車に関する利用環境の向上に努めなければならない。

(指導)

- 第 12 条 区長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車による事故を未然に防止するため必要があると認める場合は、自転車利用者に対し指導することができる。
- 2 区長は、警察署と情報交換その他の連携を図りながら、前項の指導を行うものとする。
- 3 区長は、第 1 項の指導を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して行わせることができる。

(自転車損害保険等への加入)

- 第 13 条 自転車利用者は、その自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体を害した場合における損害を補すための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているとき又は当該自転車利用者が、未成年者、事業活動のために自転車を利用する者若しくは自転車貸付業者から貸付けを受けた者であるときは、この限りでない。
- 2 未成年者を保護する責任のある者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているとき又は当該未成年者が、事業活動のために自転車を利用する者若しくは自転車貸付業者から貸付けを受けた者であるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その事業活動のために従業員等に自転車を利用させるとき又は自ら利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。
- 4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保

険等に参加しなければならない。

- 5 区長は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、幼児、児童、生徒若しくは学生又はその保護する責任のある者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

- 第 14 条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に参加していることを確認することができなかつたときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、その従業員等のうちに、通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業員等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
  - 4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
  - 5 自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報提供等)

- 第 15 条 区長は、関係団体が自主的に自転車の安全利用に関する活動を行う場合には、当該関係団体に対して、情報の提供その他必要な措置を講ずることができる。

(広報啓発)

- 第 16 条 区長は、自転車の安全利用について区民の理解が深まるよう広報その他により啓発活動を行うものとする。

(委任)

- 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## (5) 豊島区自転車等の放置防止に関する条例

昭和62年10月14日

条例第38号

改正 平成2年3月30日条例第17号

平成8年12月24日条例第40号

平成13年3月26日条例第33号

平成16年3月19日条例第20号

平成19年3月19日条例第18号

平成25年12月9日条例第46号

平成26年7月7日条例第22号

### 目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自転車等の放置防止（第9条—第14条）

第3章 自転車駐車場の附置義務（第15条—第26条）

第4章 自転車等駐車対策協議会（第27条・第28条）

第5章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に定めるもののほか、公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車駐車場の附置義務等に関し必要な事項を定めることにより、区民の快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

（平16条例20・全改）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等の駐車施設以外の場所をいう。
- (3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

（平8条例40・一部改正）

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関する意識の啓発、放置自転車等の撤去、自転車等の駐車施設の設置その他自転車等の駐車対策の総合的推進に必要な施策の実施に努めなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(区民の責務)

第4条 区民は、自転車等の放置の防止について、地域の課題としての自覚を持ち、その解決に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、自転車等の放置が地域にもたらす様々な弊害を認識し、公共の場所において自転車等を放置することのないよう努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に、法第12条第3項の規定による防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(平8条例40・平16条例20・平19条例18・一部改正)

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、区及び関係機関との連携のもとで、自転車等の駐車施設の設置や放置防止の啓発活動等により自転車等の放置防止に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(施設の設置者等の責務)

第7条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、施設利用者への自転車等の適正駐輪の呼びかけや施設周辺の自転車等の整理に取り組み、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(自転車等の小売業者の責務)

第8条 自転車等の小売を業とする者は、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 自転車等の放置防止

### (放置禁止区域の指定等)

- 第9条 区長は、自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置が著しく、通行の障害が恒常的であり、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動がなし得ないと認められる場所を自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。
- 2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。
  - 3 前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区長は、規則で定める事項を告示しなければならない。
  - 4 区長は、放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

### (自転車等の放置禁止)

- 第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

### (放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

- 第11条 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

### (放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

- 第12条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置により、通行の障害が生じていると認められるときは、当該放置されている自転車等の利用者等に対し、これを放置することのないよう指導するものとする。
- 2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車等が放置されているときはあらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、第1項の自転車等の放置により、災害及び緊急時における緊急活動又は避難行動が困難になると認められるときは、当該自転車等を直ちに通行の障害にならない場所に移動することができる。

(平19条例18・一部改正)

### (撤去した自転車等に対する措置)

- 第13条 区長は、第11条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められ

るものについては、公示及び保管をすることなく、直ちに処分することができる。

- 2 区長は、自転車等を保管したときは、利用者等を調査し、利用者等の判明したものについては、当該利用者等に対して速やかに引き取るよう通知し、利用者等が判明しないものについては、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 3 区長は、第1項の公示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車等については、法第6条第3項の規定により、当該自転車等を売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。
- 4 区長は、前項の規定により売却した自転車等について、第1項の公示の日から起算して6月以内に当該自転車等の利用者等がその返還を求めてきたときは、その売却代金を返還するものとする。

(平8条例40・平19条例18・一部改正)

#### (費用の徴収)

- 第14条 区長は、第11条又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去し、第13条第1項の規定により保管したときは、撤去及び第13条に定める保管その他の措置に要した費用として別表に定める額を、当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(平8条例40・平19条例18・一部改正)

### 第3章 自転車駐車場の附置義務

#### (区域の指定)

- 第15条 法第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域（以下「指定区域」という）は、区内の全域とする。

(平25条例46・全改)

#### (施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

- 第16条 指定区域内において、別表第1号の指定用途の欄に掲げる施設を新築しようとする者は、指定用途ごとに同表同号の自転車駐車場の規模の欄により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、その合計した台数の自転車を収容可能な自転車駐車場を当該施設内若しくはその敷地内又は当該施設からの距離が50メートル以内に設置しなければならない。

- 2 別表第1号における指定用途の範囲及び対象面積の算定方法は、規則で定める。

(平25条例46・全改)

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第17条 指定区域内において、指定用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。）をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該増築前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な自転車駐車場を前条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(施設を改築する場合の自転車駐車場の規模)

第18条 指定区域内において、指定用途に供する施設となる改築をしようとする者は、当該改築後の施設（別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。）をすべて新築したものとみなして、第16条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該改築前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な自転車駐車場を第16条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第19条 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定により、建築確認が必要なもの（以下「用途の変更」という。）について、指定用途に供する施設となる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。）をすべて新築したものとみなして、第16条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該用途の変更前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な規模の自転車駐車場を第16条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の表示)

第20条 第16条から前条までの規定により自転車駐車を設置しようとする者は、全ての道路に面した壁面に自転車駐車の位置、経路、運用その他の利用に関し必要な事項を表示しなければならない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車の構造等)

第21条 第16条から第19条までの規定により設置される自転車駐車の構造は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

- 2 前項に規定する自転車駐車の駐車部分の面積は、駐車台数1台につき、幅0.6メートル奥行き1.9メートルを標準とし、かつ、1平方メートル以上の面積を確保しなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場であって区長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車の設置の届出)

第22条 第16条から第19条までの規定により自転車駐車を設置する者は、あらかじめ、規則で定めるところにより当該自転車駐車場について区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車の管理)

第23条 第16条から第19条までの規定により設置された自転車駐車の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場及び第20条の規定により設置した表示をその目的に適合するように管理しなければならない。

(平19条例18・平25条例46・一部改正)

(立入検査)

第24条 区長は、第16条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

(措置命令)

第25条 区長は、第16条から第21条まで又は第23条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、自転車駐車の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

(平25条例46・一部改正)

(公表)

第26条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表しなければならない。

- (1) 第24条の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は同条の立入検査をしようとした場合において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者が、その求めに応ぜず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げたとき。
- (2) 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。

(平13条例33・一部改正)

#### 第4章 自転車等駐車対策協議会

(平16条例20・追加)

(協議会の設置)

第27条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するため、法第8条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策及び適正な自転車利用の推進に関する重要事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

(平16条例20・追加、平26条例22・一部改正)

(協議会の組織)

第28条 協議会は、26人以内の委員で組織する。

- 2 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。
  - (1) 区民
  - (2) 区議会議員
  - (3) 学識経験者
  - (4) 関係団体の構成員
  - (5) 鉄道事業者
  - (6) 警察、道路管理者等関係行政機関の職員
  - (7) その他区長が推薦する者
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例20・追加)

## 第5章 雑則

(平16条例20・旧第4章繰下)

(身分証明書の提示)

第29条 第11条及び第12条第2項の規定により放置自転車等を撤去する職員並びに第24条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平16条例20・旧第27条繰下)

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平16条例20・旧第28条繰下)

## 附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日条例第17号)

- 1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成2年5月1日以後に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月24日条例第40号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成5年法律第97号)附則第3項の国家公安委員会規則で定める種類の自転車に係る防犯登録については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条及び別表の規定は、平成9年4月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月26日条例第33号)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成13年7月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月19日 条例第20号）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成16年10月 1 日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月19日 条例第18号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月 9 日 条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日より前に、新築、増築、改築又は用途の変更の工事が着手された施設については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例第16条から第20条までの規定は、当該新築、増築、改築又は用途の変更工事により完成した施設について適用しない。
- 3 昭和63年10月 1 日から平成26年 6 月30日までにおいて新築又は増築の工事が着手された施設については、この条例による改正前の豊島区自転車等の放置防止に関する条例の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成26年 7 月 7 日 条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

（平16条例20・全改）

自転車	5,000円
原動機付自転車	8,000円

別表（第16条、第17条、第18条、第19条関係）

（平25条例46・追加）

- (1) 平成26年 7 月 1 日以後に施設の新築の工事に着手した場合の自転車駐車場の設置について適用されるもの

	指定用途	自転車駐車場の規模
1	1遊技場、学習施設、病院、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、レンタルビデオ店	対象施設の延べ床面積（以下「対象面積」という。）15平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は30平方メートル）ごとに1台
2	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア	対象面積20平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は40平方メートル）

		10,000平方メートルを超える部分は80平方メートル) ごとに1台
3	銀行その他の金融機関、郵便局	対象面積25平方メートル(対象面積が5,000平方メートルを超える部分は50平方メートル) ごとに1台
4	2の項に掲げる施設の用途を含まない小売店舗、飲食店、カラオケ店、スポーツ施設	対象面積40平方メートル(対象面積が5,000平方メートルを超える部分は80平方メートル。10,000平方メートルを超える部分は160平方メートル) ごとに1台
5	事務所、バックヤード	対象面積200平方メートル(対象面積が10,000平方メートルを超える部分は400平方メートル) ごとに1台

備考

- (1) 指定区域は区内全域とする。
- (2) この表の自転車駐車場の規模の欄により算定した自転車駐車場の規模の台数で、1台に満たない端数は切り捨てるものとする。
- (2) 昭和63年10月1日から平成26年6月30日までに於いて施設の新築又は増築の工事に着手した場合の自転車駐車場の設置について適用されるもの

指定用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積30平方メートル) ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
スーパーマーケット その他の大規模小売店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積40平方メートル) ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
百貨店	店舗面積が1,200平方メートルを超えるもの	店舗面積60平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積120平方メートル) ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積50平方メートル) ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

備考

- (1) 指定区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商

業地域及び近隣商業地域とする。

(2) 施設の用途の範囲及び店舗面積の算定方法は、規則で定める。

## (6) 豊島区立自転車等駐車場条例

昭和62年10月14日

条例第39号

改正 平成元年7月20日条例第37号  
平成2年3月30日条例第18号  
平成2年10月15日条例第37号  
平成2年12月10日条例第39号  
平成3年3月19日条例第15号  
平成3年7月10日条例第28号  
平成4年7月3日条例第44号  
平成4年10月14日条例第54号  
平成4年12月10日条例第62号  
平成8年12月24日条例第41号  
平成9年7月18日条例第25号  
平成9年10月8日条例第29号  
平成11年3月23日条例第25号  
平成11年12月21日条例第51号  
平成12年3月27日条例第47号  
平成12年12月12日条例第76号  
平成13年3月26日条例第34号  
平成13年7月13日条例第51号  
平成13年12月11日条例第67号  
平成16年12月14日条例第56号  
平成19年3月19日条例第19号  
平成20年3月24日条例第23号  
平成20年10月23日条例第38号  
平成21年3月30日条例第22号  
平成21年10月27日条例第42号  
平成22年3月29日条例第12号

平成22年12月13日条例第42号  
平成24年7月10日条例第31号  
平成24年12月21日条例第40号  
平成25年10月28日条例第33号  
平成26年7月7日条例第21号  
平成27年3月20日条例第22号  
平成27年10月28日条例第52号  
平成28年12月13日条例第51号  
平成29年12月6日条例第48号  
平成30年12月11日条例第56号  
平成31年3月25日条例第14号  
令和2年3月18日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、もって自転車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止に寄与することを目的とする。

（平9条例25・一部改正）

(設置)

第2条 駐車場を別表第1のとおり設置する。

2 駐車場の自転車等の収容台数は、規則で定める。

（平元条例37・平2条例37・平2条例39・平3条例28・平4条例44・平4条例54・平4条例62・平9条例25・平9条例29・平11条例51・平12条例47・一部改正）

(休場日及び開場時間)

第3条 駐車場の休場日は、1月1日から同月3日までとする。ただし、別表第1第2号に掲げる駐車場は、休場日を設けない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を定めることができる。

3 駐車場の開場時間は、別表第2のとおりとする。

(平16条例56・平19条例19・平21条例22・一部改正)

(利用の方法)

第4条 駐車場の利用の方法は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用 1箇月を単位とする利用
- (2) 当日利用 1日を単位とする利用
- (3) 時間利用 時間を単位とする利用（コイン式駐車施設（駐車場に設置された、自動料金収納装置付き駐車施設をいう。以下同じ）を利用する場合に限る。）

(平2条例18・平19条例19・一部改正)

(定期利用の登録)

第5条 駐車場を定期利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の登録（以下「登録」という。）の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をする場合において、次の各号に掲げる者について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、優先して前項の承認を与えることができる。

- (1) 身体に障害があり、日常生活を営むに当り自転車等の利用を欠かすことができない者
- (2) 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、又は勤務先若しくは通学先を有する者
- (3) 区内に住所を有しない者のうち、駐車場の最寄の駅から住所までが、規則で定める距離以上離れているもの

3 登録の有効期間は、規則で定める。

(平13条例34・平19条例19・一部改正)

(定期利用の使用料)

第6条 前条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、別表第3に定める使用料を区長が定める期日までに納入しなければならない。

(平12条例47・平16条例56・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 区長は、特別の理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、使用料を減額又は免除することができる。

(平11条例25・平12条例47・平19条例19・一部改正)

(利用できる者)

第8条 定期利用による駐車場の利用は、前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた登録者に限り、駐車場を利用することができる。

(当日利用)

第9条 駐車場を当日利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用開始時刻の確認を受けて、駐車場を利用することができる。

2 前項の規定により当日利用した者は、規則で定めるところにより利用終了時刻の確認を受けた後、直ちに別表第3に定める使用料を規則で定めるところにより納入しなければならない。

3 前項の使用料のうち自転車に係るものは、回数券を用いて納入することができる。この場合において、回数券の種類及び発行価額は、次のとおりとする。

種類	発行価額
150円券 11枚つづり	1,500円
100円券 11枚つづり	1,000円

(平2条例18・全改、平12条例47・平13条例34・平16条例56・一部改正)

(時間利用)

第9条の2 コイン式駐車施設を時間利用しようとする者は、コイン式駐車施設に自転車等を入車させた時刻から出車させる時刻までの利用時間に応じ、使用料を納入しなければならない。

2 時間利用の使用料は、1台6時間につき100円を超えない範囲で規則で定める。ただし、利用時間が6時間に満たない端数は、6時間とみなす。

3 前2項で規定する使用料は、コイン式駐車施設から自転車等を出車させるときに納入しなければならない。

(平19条例19・追加)

(登録及び利用の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録又は駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 第2条第2項に規定する収容台数を超えるとき。
  - (2) その他区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- (平12条例47・一部改正)

(登録の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は駐車場の利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。
  - (2) 災害その他の事故により駐車場の利用ができなくなったとき。
  - (3) 工事その他の理由により、区長が特に必要と認めるとき。
- (平12条例47・一部改正)

(禁止行為)

第12条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該駐車場で次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設若しくは附属設備をき損し、又は汚損すること。
  - (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
  - (3) 指定された場所以外に駐車すること。
  - (4) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
  - (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
  - (6) 駐車場の秩序又は風紀を乱すこと。
  - (7) 物品販売その他営業行為を行うこと。
  - (8) 広告宣伝を行うこと。
  - (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (10) 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めるとき
- 2 区長は、前項に掲げる事項のほか、駐車場の利用上必要な条件を定め、又は変

更することができる。

(移送及び保管)

第13条 区長は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

- (1) 納付すべき使用料を納付していない自転車等
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反した利用をしている自転車等で、区長が駐車場の管理上移送を必要と認めるもの  
(平12条例47・平16条例56・一部改正)

(保管した自転車等に対する措置)

第14条 区長は、前条の規定により自転車等を移送し、保管したときは、当該自転車等を返還するため規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 区長は、前条の規定により移送した日の翌日から起算して30日を経過してもなお引取りのない自転車等については、これを処分することができる。

(平8条例41・平16条例56・平22条例42・一部改正)

(利用の承認を受けていない自転車等に対する措置)

第14条の2 駐車場内にある利用の承認を受けていない自転車等及びコイン式駐車施設において所定の入車をしていない自転車等については、豊島区自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年豊島区条例第38号）第10条の規定に違反して放置されている自転車等とみなして、同条例第11条、第13条及び第14条の規定を適用することができる。

(平16条例56・追加、平19条例19・一部改正)

(使用料の不還付)

第15条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第17条 駐車場に、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

(免責事項)

第17条の2 駐車場において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。

(平19条例19・追加)

(指定管理者による管理)

第18条 駐車場の管理業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平16条例56・追加)

(指定管理者が行う管理業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(平16条例56・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

- 2 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の休場日を定める。
- 3 第3条第3項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の開場時間を変更し、又は開場時間を超えて開場することができる

(平16条例56・追加、平19条例19・一部改正)

(利用料金)

第21条 第6条の登録者、第9条の規定により駐車場を当日利用した者及び第9条の2の規定によりコイン式駐車施設を時間利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をそれぞれ指定管理者が定める期日までに又は直ちに納入しなければならない。

2 利用料金は、第9条の2第2項及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる駐車場の当日利用に係る利用料金は、第9条の2第2項及びそれぞれ同表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

駐車場	自転車	原動機付自転車
豊島区立駒込駅北自転車駐車場		200円
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場		
豊島区立南長崎自転車駐車場		
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	150円	
豊島区立目白駅北自転車駐車場		
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	100円	
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	150円	
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場		
豊島区立千川駅西自転車駐車場		

- 3 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、通常の利用料金とは別に、割引料金を定めることができる。
- 4 当日利用した者は、利用料金のうち自転車に係るものを、第9条第3項の回数券を用いて納入することができる。ただし、回数券の額（当該回数券の発行価額を11で除した額）が利用料金を超えるときは、指定管理者は、区長が別に定めるところにより利用者に返納する。
- 5 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。
- 6 指定管理者は、規則で定めるところにより、前項の規定により收受した金額の一部を区長に納付しなければならない。

(平16条例56・追加、平19条例19・平21条例22・平30条例56・一部改正)

(指定管理者による管理を行う場合の本条例の読替え)

第22条 第18条の規定により指定管理者に駐車場の管理業務を行わせる場合にあつては、第5条第1項及び第2項、第7条、第10条各号列記以外の部分、第11条(第3号を除く。)、第12条第1項第10号及び第2項、第13条並びに第14条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「区長が」とあるのは「指定管理者は、区長が」と、第7条(見出しを含む。)、第9条の2第1項、第13条第1号及び第15条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた」とあるのは「第21条第1項の規定により利用料金を納入し、又は前条の規定により利用料金の免除を受けた」と、第9条第2項中「別表第3に定める使用料を規則で定めるところにより」とあるのは「利用料金を」と、第9条の2第3項中「前2項で規定する使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(平16条例56・追加、平19条例19・一部改正)

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平3条例15・旧第18条繰下、平16条例56・旧第19条繰下)

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋駅西自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則 (平成元年7月20日条例第37号)

この条例は、平成元年8月14日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日条例第18号)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表の規定は、平成2年4月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年10月15日条例第37号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。ただし、豊島区立要町駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成2年12月10日条例第39号）

この条例は、平成3年5月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成3年3月19日条例第15号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月10日条例第28号）

この条例は、平成3年8月1日から施行する。ただし、豊島区立要町駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年7月3日条例第44号）

この条例は、平成4年8月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年10月14日条例第54号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、豊島区立目白駅西自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年12月10日条例第62号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅西自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成8年12月24日条例第41号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に駐車場を利用する自転車等について適用する。
- 3 新条例別表の規定は、平成9年4月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年7月18日条例第25号）

この条例は、平成9年8月1日から施行する。ただし、豊島区立駒込駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成9年10月8日条例第29号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、豊島区立南長崎自転車駐車場

は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成11年3月23日条例第25号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第51号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成12年3月27日条例第47号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、豊島区立西巣鴨駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成12年12月12日条例第76号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場及び豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成13年3月26日条例第34号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第9条に1項を加える改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 豊島区立千川駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第2（豊島区立千川駅北第二自転車駐車場に係る部分を除く。）の規定は、平成13年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月13日条例第51号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成13年12月11日条例第67号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、豊島区立目白駅北自転車駐車場及び豊島区立目白駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成16年12月14日条例第56号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定（別表第2を別表第3に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 前項の別表第2の改正規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、

同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第2項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第23号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第3備考第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立千登世橋自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成20年10月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第22号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 豊島区立空蟬橋原動機付自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第一自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場及び豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する

附 則（平成21年10月27日条例第42号）

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号豊島区立要町駅路上自転車駐車場のうち、東京都豊島区西池袋五丁目26番先、要町一丁目1番先、10番先及び11番先については、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成22年12月13日条例第42号）

- 1 この条例は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 豊島区立椎名橋自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第2項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月10日条例第31号）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第1第2号豊島区立巢鴨駅北口白山通り自転車駐車場の項中「巢鴨三丁目27番先、30番先及び31番先」については、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成24年12月21日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場及び豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成25年10月28日条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場及び豊島区立池袋駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成26年7月7日条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成27年10月28日条例第52号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第51号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立大塚駅南自転車駐車場及び豊島区立池袋駅西第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成29年12月6日条例第48号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月11日条例第56号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場の項の改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第14号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る使用料につ

いて適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平12条例47・追加、平12条例76・平13条例34・平13条例51・平13条例67・平19条例19・平20条例23・平21条例22・平21条例42・平22条例12・平22条例42・平24条例31・平24条例40・平25条例33・平27条例22・平28条例51・平30条例56・一部改正）

(1) 休場日のある駐車場

名称	位置
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	東京都豊島区駒込二丁目2番2号
豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨一丁目13番
豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目7番11号
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目9番23号
豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目26番1号
豊島区立大塚駅南自転車駐車場	東京都豊島区南大塚三丁目33番地先
豊島区立池袋駅東自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目50番23号
豊島区立池袋駅南自転車駐車場	東京都豊島区南池袋二丁目21番6号
豊島区立池袋駅西自転車駐車場	東京都豊島区西池袋三丁目20番1号
豊島区立池袋駅北自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目4番20号
豊島区立千登世橋自転車駐車場	東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号
豊島区立目白駅東自転車駐車場	東京都豊島区目白一丁目4番1号
豊島区立目白駅西自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目4番3号
豊島区立目白駅北自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目16番
豊島区立南長崎自転車駐車場	東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
豊島区立要町駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目4番11号
豊島区立要町駅北自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目10番8号
豊島区立千川駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目9番16号
豊島区立千川駅西自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目22番11号
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目44番8号
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目55番

## (2) 休場日のない駐車場

名称	位置
豊島区立巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目9番先、巣鴨三丁目27番先、30番先及び31番先
豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目15番先、西巣鴨四丁目6番先
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目3番先
豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目14番先
豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目4番先から6番先まで
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目4番先、8番先
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場	東京都豊島区南大塚三丁目33番4号
豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場	東京都豊島区南大塚二丁目8番先、10番先、南大塚三丁目1番先
豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目50番先
豊島区立池袋六ツ又陸橋自転車駐車場	東京都豊島区東池袋三丁目8番先
豊島区立ウイロード自転車駐車場	東京都豊島区南池袋一丁目28番2号
豊島区立池袋駅西第二自転車駐車場	東京都豊島区西池袋一丁目8番1号
豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目4番20号先
豊島区立椎名橋自転車駐車場	東京都豊島区长崎一丁目9番30号、南長崎一丁目25番27号
豊島区立要町駅路上自転車駐車場	東京都豊島区西池袋五丁目26番先、要町一丁目1番先、2番先及び9番先から11番先まで
豊島区立千川駅路上自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目10番先、22番先、23番先及び44番先

別表第2（第3条関係）

（平16条例56・追加、平19条例19・平20条例23・平20条例38・平21条例22・平21条例42・平22条例42・平24条例40・平25条例33・平27条例22・平28条例51・平29条例48・平30条例56・令2条例11・一部改正）

名称	開場時間
豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
豊島区立巢鴨駅北口白山通り自転車駐車場	
豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場	
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場	
豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場	
豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場	
豊島区立池袋六ツ又陸橋自転車駐車場	
豊島区立ウイロード自転車駐車場	
豊島区立池袋駅西第二自転車駐車場	

豊島区立池袋駅北第二自転車駐 車場 豊島区立千登世橋自転車駐車場 豊島区立椎名橋自転車駐車場 豊島区立要町駅路上自転車駐車 場 豊島区立要町駅北自転車駐車場 豊島区立千川駅路上自転車駐車 場 豊島区立千川駅西自転車駐車場	
豊島区立大塚駅南自転車駐車場 豊島区立池袋駅東自転車駐車場 豊島区立池袋駅南自転車駐車場 豊島区立池袋駅西自転車駐車場 豊島区立池袋駅北自転車駐車場 豊島区立目白駅東自転車駐車場	午前4時から翌日の午前1時30分まで
豊島区立南長崎自転車駐車場	午前5時から翌日の午前1時15分まで
豊島区立駒込駅北自転車駐車場 豊島区立巢鴨駅南自転車駐車場 豊島区立巢鴨駅北自転車駐車場 豊島区立目白駅西自転車駐車場 豊島区立目白駅北自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
豊島区立西巢鴨駅自転車駐車場	午前6時から翌日の午前零時15分まで
豊島区立要町駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅北第一自転車駐 車場 豊島区立千川駅北第二自転車駐 車場	午前6時から翌日の午前零時45分まで

別表第3（第6条・第9条関係）

（平8条例41・全改、平9条例25・平9条例29・平11条例51・一部改正、平

12条例47・旧別表・一部改正、平12条例76・平13条例34・平13条例51・平13  
 条例67・一部改正、平16条例56・旧別表第2繰下・一部改正、平20条例23・  
 平21条例22・平22条例42・平24条例40・平25条例33・平27条例52・平28条例  
 51・平30条例56・平31条例14・一部改正)

区分 駐車場	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立巢 鴨駅南自転 車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250 円)	150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	200円
豊島区立巢 鴨駅北自転 車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500 円)		区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	
豊島区立池 袋駅北自転 車駐車場				
豊島区立要 町駅北自転 車駐車場				
豊島区立千 川駅北第一 自転車駐車 場				
豊島区立駒 込駅北自転 車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250 円)	150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	
豊島区立南 長崎自転 車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円		区外利用者 1台につき 4,500円	

	(学生の場合 1,500円)		(学生の場合 3,000円)
豊島区立目白駅北自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000円 (学生の場合 1,000円) 区外利用者 1台につき 2,250円 (学生の場合 1,100円)		区内利用者 1台につき 2,800円 (学生の場合 1,850円) 区外利用者 1台につき 3,500円 (学生の場合 2,300円)
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円) 区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750円)		区内利用者 1台につき 1,750円 (学生の場合 1,200円) 区外利用者 1台につき 2,100円 (学生の場合 1,400円)
豊島区立西巢鴨駅自転車駐車場 豊島区立池袋駅東自転車駐車場 豊島区立目白駅東自転車駐車場 豊島区立目白駅西自転車駐車場 豊島区立要	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円) 区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)	150円	

町駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅南自転車駐車場		
豊島区立池袋駅南自転車駐車場 豊島区立池袋駅西自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円) 区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750円)	100円
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円) 区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750円)	
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場 豊島区立大塚駅南自転車駐車場 豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円) 区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)	

場 豊島区立千 登世橋自転 車駐車場 豊島区立椎 名橋自転車 駐車場			
豊島区立千 川駅西自転 車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000円 (学生の場合 1,000 円) 区外利用者 1台につき 2,250円 (学生の場合 1,100 円)		
豊島区立空 蝉橋原動機 付自転車駐 車場		区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円) 区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	

備考

- (1) この表において「当日利用」とは、2時間を超える当日利用をいう。
- (2) この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。
- (3) この表において「区内利用者」とは、区内に住所を有する者をいい、「区外利用者」とは、区内に住所を有しない者をいう。

## 第6章

豊島区自転車等駐車対策協議会

## 6. 豊島区自転車等駐車対策協議会

### (1) 委員

豊島区自転車等駐車対策協議会 委員名簿

区分	氏名等		所属・役職等
学識経験者	1	太田 勝敏	東京大学名誉教授
	2	久保田 尚	埼玉大学名誉教授
区議会議員	1	西崎 ふうか	豊島区議会議員
	2	ふま ミチ	豊島区議会議員
	3	松下 創一郎	豊島区議会議員
	4	原田 たかき	豊島区議会議員
区民	1	石坂 美穂	豊島区観光協会副会長
	2	北方 真起	自転車安全利用コンサルタント
	3	千野 富久	豊島区商店街連合会副会長
	4	永由 優子	豊島区身体障害者福祉協会副会長
	5	堀江 久男	豊島区町会連合会副会長
官公署	1	稲垣 剛史	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課長
	2	高橋 伸子	東京都第四建設事務所管理課長
	3	村田 裕昭	巣鴨警察署交通課長
	4	高山 和尚	池袋警察署交通課長
	5	大竹 修司	目白警察署交通課長
鉄道事業者	1	松本 剛	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部経営戦略ユニット
	2	落合 卓也	東武鉄道株式会社営業部お客様サービス課長
	3	岩澤 貴顕	西武鉄道株式会社鉄道本部計画管理部駅まち創造課長
	4	倉本 広太郎	東京地下鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部開発連携・工事調整担当課長
	5	富田 徹	東京都交通局総務部企画調整課長
関係団体	1	松田 宗能	東京都自転車商協同組合豊島支部長
	2	柳田 好史	NPO法人自転車活用推進研究会顧問
区民公募	1	植木 隆司	区民公募
	2	小坂 麻美	区民公募

計26名（うち1名欠員） \*敬称略 行政順

## (2) 開催経緯等

### 【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画策定前)

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成16年6月30日 (第1回)	(1) 委員の委嘱 (2) 会長・副会長の選任 (3) 諮問(総合計画の策定について) (4) 区長挨拶 (5) 自転車法の解説 (6) 豊島区の状況について
	平成17年3月29日 (第2回)	(1) これまでの経緯 (2) 駐車場利用者と放置者特性の分析 (3) 総合計画体系骨子の検討
	平成17年5月16日 (第3回)	(1) 総合計画と他の関連計画との関係について (2) 総合計画の検討 (3) 今後の進め方について
	平成17年10月14日 (第4回)	(1) 総合計画の検討における「中間のまとめ」について
	平成17年12月19日 (第5回)	(1) 総合計画(素案)の検討について
	平成18年2月20日 (第6回)	(1) 総合計画(素案その2)の検討について
	平成18年3月27日 (第7回)	(1) 総合計画(案)の答申について (2) 答申後の協議会のあり方について
	平成18年6月9日 (第8回)	(1) 総合計画(案)に係るパブリックコメントの概要について (2) 協議会の今後の活動方針について

会議名	開催月日	主な検討内容
第一分科会	平成 16 年 10 月 22 日 (第 1 回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 自転車駐車の状況について (4) 板橋区・豊島区自転車利用環境整備計画について
	平成 17 年 6 月 10 日 (第 2 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成 17 年 7 月 29 日 (第 3 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
第二分科会	平成 16 年 8 月 10 日 (第 1 回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 駅周辺放置自転車の状況について (4) 駅別乗り入れ台数について (5) 豊島区立有料駐車場の利用状況について
	平成 16 年 9 月 21 日 (第 2 回)	(1) 自転車関連経費等各区比較 (2) 区立駐車場利用者の状況について (3) 鉄道事業者による区内資産の利用状況について (4) 道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5) 大塚駅の状況等について (6) 地下鉄 13 号線雑司が谷駅の開設状況について
	平成 16 年 11 月 19 日 (第 3 回)	(1) 豊島区の人口分布について (2) 区立駐車場の利用状況について (3) 池袋駅周辺の状況と対策について
	平成 17 年 7 月 8 日 (第 4 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成 17 年 9 月 9 日 (第 5 回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成 17 年 11 月 7 日 (第 6 回)	(1) 各駅の具体的な自転車駐車施設整備方針について

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】（第一次総合計画策定後）

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 19 年 2 月 28 日 (第 9 回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 路上駐輪施設について (3) ウイロード自転車駐車場について
	平成 18 年 3 月 29 日 (第 10 回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 放置自転車休日撤去試行について (3) 平成 19 年度新規駐輪場開設について ・ウイロード自転車駐車場開設 ・巣鴨駅北口路上自転車駐車場開設 (4) レンタサイクル事業検証
	平成 20 年 2 月 12 日 (第 11 回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 放置自転車休日撤去試行実施について (3) 平成 19 年度駐輪場開設状況について ・要町駅路上自転車駐車場開設 ・千川駅路上自転車駐車場開設 (4) 平成 20 年度駐輪場整備計画について (5) レンタサイクル事業アンケート結果について
	平成 20 年 9 月 10 日 (第 12 回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 放置自転車休日撤去実施について (3) 平成 20 年駐輪場整備状況報告 ・池袋六ツ又交差点登録制自転車置場開設 ・池袋大橋下登録制自転車置場開設 ・千登世橋自転車駐車場開設 ・雑司が谷駅登録制自転車置場 ・椎名町北口登録制自転車置場 (4) 平成 21 年度駐輪場整備計画について (5) レンタサイクル事業休止報告
	平成 21 年 2 月 18 日 (第 13 回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成 20 年度駐輪場整備状況報告 ・池袋北口第二自転車駐車場開設 (3) 平成 21 年度駐輪場整備計画について
	平成 21 年 9 月 16 日 (第 14 回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成 21 年度駐輪場整備状況報告 ・大塚駅周辺自転車駐車場開設 ・雑司が谷登録制自転車置場開設 (3) 自転車保管所の集約化について

		(4) 自転車利用実態調査実施について
平成 22 年 2 月 15 日 (第 15 回)		(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成 21 年度駐輪場整備状況報告 ・大塚駅北口路上自転車駐車場開設 ・巣鴨駅ビル開発に伴う駐輪場開設 ・サンシャインシティ周辺民間駐輪場開設 (3) 平成 22 年度駐輪場整備計画について (4) 自転車利用実態調査実施報告 (5) 総合計画中間見直しについて
平成 22 年 7 月 29 日 (第 16 回)		(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成 22 年度駐輪場整備状況報告 ・要町駅路上自転車駐車場開設 (3) 撤去自転車保管期限短縮について (4) 総合計画中間見直しについて (5) 自転車利用者アンケート実施について
平成 22 年 11 月 19 日 (第 17 回)		(1) 総合計画中間見直し(素案)について (2) 自転車利用者アンケート実施結果について (3) 平成 22 年度駐輪場整備状況報告 ・池袋六ツ又陸橋自転車駐車場開設
平成 22 年 12 月 20 日 (第 18 回)		(1) 総合計画中間見直し(案)について
平成 23 年 3 月 28 日 (第 19 回)		(1) 総合計画中間見直しについて (2) 平成 22 年度駐輪場整備状況報告 ・椎名橋自転車駐車場開設

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】（第一次総合計画中間見直し後）

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 23 年 7 月 29 日 (第 20 回)	(1) 平成 23 年度の主な事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・ 池袋駅西口周辺放置禁止区域の拡充</li> <li>・ 震災被災地への自転車供与</li> <li>・ 池袋駅東口駅前公園横自転車駐車場 (仮称) 概要</li> <li>・ 大塚駅南口周辺自転車駐車施設整備事業概要</li> </ul> (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成 24 年 2 月 6 日 (第 21 回)	(1) 平成 23 年度の主な事業の進捗について (報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・ 北池袋地区自転車保管所の集約</li> <li>・ 南池袋公園内自転車置場 (仮称) 概要</li> <li>・ 目白駅周辺放置禁止区域の拡大</li> <li>・ 震災被災自治体への自転車供与状況</li> <li>・ 南池袋自転車駐車場施設概要</li> </ul> (2) 「豊島区自転車の安全利用に関する条例 (仮称)」の素案について (3) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成 24 年 8 月 30 日 (第 22 回)	(1) 平成 24 年度の主な事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・ 巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場の増設について</li> <li>・ 東池袋駅登録制自転車置場の一部移転について</li> <li>・ 新大塚駅周辺の駐輪施設整備方針について</li> </ul> (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成 25 年 1 月 30 日 (第 23 回)	(1) 平成 24 年度の主な事業について (2) 新大塚駅周辺自転車駐車場整備について (3) 雑司が谷周辺駐輪施設統合について (4) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成 25 年 7 月 31 日 (第 24 回)	(1) 平成 25 年度の主な事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画に基づく施策への取組み</li> <li>・ 南池袋地区周辺駐輪施設等整備概要</li> <li>・ 大塚駅南口周辺駐輪施設整備概要</li> <li>・ 巣鴨駅第三自転車駐車場整備概要</li> <li>・ 椎名町駅周辺自転車等放置禁止区域の拡大検討</li> </ul>

	(2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて (3) 都条例の施行に伴う自転車の安全・適正利用について
平成 26 年 2 月 5 日 (第 25 回)	(1) 平成 25 年度の主な事業について ・ 総合計画に基づく施策への取組み ・ メトロポリタン駐車場東側用地の活用 ・ 池袋駅南自転車駐車場の整備概要 ・ 大塚駅南口駅前広場地下部分の活用 (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて (3) 「第二次総合計画」策定に向けた今後の協議会運営について
平成 26 年 8 月 28 日 (第 26 回)	(1) 平成 26 年度の主な事業について ・ CATV を活用した啓発 ・ 安全安心メールによる交通事故情報配信 ・ 地図サービス事業者への情報提供 (2) 「第二次総合計画」策定について
平成 27 年 2 月 5 日 (第 27 回)	(1) 平成 26 年度の主な事業について (2) 自転車利用に関する意識調査結果について (3) 「第二次総合計画」策定について
平成 27 年 9 月 4 日 (第 28 回)	(1) 平成 27 年度の主な事業について (2) 「第二次総合計画」策定について (素案協議)
平成 27 年 11 月 10 日 (第 29 回)	(1) 豊島区立自転車駐車場条例の改正について (2) 「第二次総合計画」策定について (案協議)
平成 28 年 2 月 9 日 (第 30 回)	(1) 「第二次総合計画」(案)の修正について (2) 「第二次総合計画」(案)のパブリックコメント実施結果について (3) 「第二次総合計画」(案)における新たな施策の今後の展望について

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】（第二次総合計画策定後）

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成 28 年 3 月 28 日 (第 31 回)	(1) 「第二次総合計画」(案) の答申について (2) 自動二輪・原付・自転車等の台数について (3) 自転車施設の整備について
	平成 28 年 11 月 1 日 (第 32 回)	(1) 総合計画における新たな施策の進捗状況について (2) 自転車走行空間整備について (3) 分科会の設置について (4) 施設の新設、廃止、拡大について
	平成 29 年 6 月 8 日 (第 33 回)	(1) 総合計画における新たな施策の進捗状況について (2) 自転車走行空間計画の立案まで (3) 施設の改修計画について
	平成 29 年 7 月 25 日 (第 34 回)	(1) 自転車走行空間計画について
	平成 29 年 11 月 10 日 (第 35 回)	(1) 自転車走行環境計画について
	平成 30 年 1 月 17 日 (第 36 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画(案) について
	平成 30 年 5 月 10 日 (第 37 回)	(1) 自転車走行環境計画について (2) 30 年度事業計画について
	平成 30 年 11 月 21 日 (第 38 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画等について
	令和元年 5 月 28 日 (第 39 回)	(1) 令和元年度事業計画 (2) 豊島区自転車走行環境計画等について
	令和元年 12 月 18 日 (第 40 回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画等について
	令和 2 年 12 月 17 日 (第 41 回)	(1) 委員の委嘱について (2) 会長、副会長選任について (3) 豊島区放置自転車対策の現状について (4) 主な交通安全啓発活動について (5) 自転車ナビライン整備路線図について (6) 第二次豊島区自転車等の利用と駐車に関する総合計画の見直しについて
	令和 3 年 6 月 29 日 (第 42 回)	(1) 豊島区放置自転車対策の現状について (2) 主な交通安全啓発活動について (3) 自転車ナビライン整備路線図について

		(4) 第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)について
	令和3年12月22日 (第43回)	(1) 自転車ナビライン整備路線図について (2) 第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)について

会議名	開催月日	主な検討内容
分科会	平成29年9月5日 (第1回)	(1) 自転車走行空間計画について
	平成29年10月30日 (第2回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画について
	平成29年12月11日 (第3回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画(素案)について
	平成30年3月20日 (第4回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画(案)について

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】（第二次総合計画中間見直し後）

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	令和4年12月23日 (第44回)	(1) 豊島区自転車等駐車対策協議会委員の委嘱について (2) 会長副会長の選任について (3) 豊島区放置自転車対策の現状について (4) 主な交通安全啓発活動について (5) 自転車ナビライン整備路線図について (6) 豊島区自転車走行環境計画-改訂版-について
	令和7年2月7日 (第45回)	(1) 委員の委嘱について (2) 会長、副会長選任について (3) 諮問（総合計画策定について） (4) 第二次総合計画の振り返りにについて
	令和7年7月18日 (第46回)	(1) 駐輪実態調査の実施について
	令和7年11月13日 (第47回)	(1) 第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（素案）について (2) パブリックコメントの実施について

会議名	開催月日	主な検討内容
分科会	令和5年3月13日 (第5回)	(1) 豊島区自転車走行環境計画の改定について
	令和7年10月1日 (第1分科会)	(1) とめる（駐輪対策）について
	令和7年10月1日 (第2分科会)	(1) まもる（自転車の安全利用）について (2) はしる（自転車走行空間・シェアサイクル）について